

**改正**

昭和48年4月20日条例第30号  
昭和52年3月31日条例第13号  
昭和53年12月19日条例第36号  
昭和62年3月25日条例第14号  
昭和63年3月31日条例第11号  
平成元年3月29日条例第36号  
平成元年6月30日条例第39号  
平成3年3月28日条例第9号  
平成4年12月25日条例第59号  
平成5年12月24日条例第39号  
平成7年3月31日条例第5号  
平成9年3月31日条例第12号  
平成9年9月30日条例第25号  
平成12年9月29日条例第50号  
平成16年12月24日条例第29号  
平成17年9月22日条例第31号  
平成22年9月27日条例第25号  
平成26年3月31日条例第29号  
令和元年9月26日条例第11号  
令和2年3月4日条例第6号

小田原市公設地方卸売市場条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第6条～第12条）

第2節 買受人（第13条～第16条）

第3節 付属営業人（第17条～第21条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第22条～第42条の2）

第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理（第42条の3）

第4章 市場施設の使用（第43条～第51条）

第5章 削除

第6章 雑則（第55条～第62条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するために小田原市が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）に関し、その設置及び卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）第13条第4項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第1条の2** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）卸売業者 第6条の2第1項の許可を受け、市場において卸売の業務を行う者をいう。
- （2）せり人 卸売業者が、第12条第2項の規定により市長に届け出て、市場においてせり売の方法による卸売の業務に従事させる者をいう。
- （3）買受人 第13条第1項の承認を受け、市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。
- （4）付属営業人 第17条の規定による許可を受け、市場内の店舗その他の施設において卸売の業務以外の業務（以下「付属営業」という。）を営む者をいう。

（設置）

**第2条** 小田原市は、市場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小田原市公設青果地方卸売市場（以下「青果市場」という。）	小田原市酒匂978番地
小田原市公設水産地方卸売市場（以下「水産市場」という。）	小田原市早川一丁目10番地の1

（取扱品目）

**第3条** 市場の取扱品目とする物品は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定める物

品とする。

(1) 青果市場 次に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ次に定める物品

ア 主たる取扱品目 野菜及び果実並びにこれらの加工品

イ 従たる取扱品目 アに掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等

(2) 水産市場 次に掲げる取扱品目の区分に応じ、それぞれ次に定める物品

ア 主たる取扱品目 生鮮水産物及びその加工品

イ 従たる取扱品目 アに掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等

(開場の期日)

**第4条** 市場の開場期日は、次に掲げる日（以下この条において「休業日」という。）を除く毎日とする。

(1) 日曜日（12月25日から同月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休業日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休業日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休業日に開場し、又は休業日以外の日に開場しないこととしようとする場合には、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の購買慣習その他の事情を十分考慮するものとする。

(開場の時間等)

**第5条** 市場の開場時間は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 青果市場 午前7時から午後5時まで

(2) 水産市場 午前5時から午後5時まで

2 卸売業者の行うせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻は、前項の開場時間の範囲内で規則で定める。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の数)

**第6条** 卸売業者の数は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 青果市場 2

(2) 水産市場 1

(卸売業務の許可)

**第6条の2** 市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第2条に掲げる市場ごとに行う。

(卸売業務の許可の基準)

**第6条の3** 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が市場の買受人であるとき。

(3) 申請者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められる者であるとき。

(4) 申請者が、法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が、第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(6) 申請者の業務を行う役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 暴力団を利するおそれがあると認められる者

ウ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

エ 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しを受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を行う役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないもの

(7) 申請者が、卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者

でないとき。

(8) その許可をすることによって卸売業者の数が第6条に定める数を超えることとなるとき。

(卸売業務の廃止の届出)

**第6条の4** 卸売業者は、第6条の2第1項の許可に係る卸売の業務を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者に係る報告等)

**第6条の5** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(卸売業者への改善命令等)

**第6条の6** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該卸売業者に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 卸売業者について、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該卸売業者に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(卸売業務の許可の取消し)

**第6条の7** 市長は、卸売業者が第6条の3第1号から第7号までのいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第6条の2第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に

その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(5) その法人の代表者又はその法人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

3 前2項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(卸売業者の事業の承継)

**第6条の8** 卸売業者が市場における事業（卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合（卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可に係る手続その他必要な事項は、規則で定める。

(告示)

**第6条の9** 市長は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があったときも、同様とする。

(1) 第6条の2第1項の許可をしたとき。

(2) 第6条の4の規定による届出を受けたとき。

(3) 第6条の7第1項又は第2項の規定による許可の取消しをしたとき。

(4) 前条第1項又は第2項の認可をしたとき。

(保証金の預託等)

**第7条** 卸売業者は、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、次条に定める保証金を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の額)

**第8条** 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる市場の区分に応じ、当該各号に定める金額を下らない範囲で規則で定める額とする。

(1) 青果市場 120万円

(2) 水産市場 300万円

2 前項の保証金は、次に掲げる有価証券をもって代用することができる。

(1) 国債証券

(2) 地方債証券

(3) 日本銀行が発行する出資証券

(4) 特別の法律により法人が発行する債券

(5) その他規則で定めるもの

3 前項の有価証券の価格は、規則で定める額とする。

(保証金の充当等)

**第9条** 卸売業者が、市場に関する使用料等で小田原市に納入すべき金額の納付を怠った場合は、保証金をこれに充当する。

2 卸売業者は、前項の規定により保証金が充当されたとき又は預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、市長が指定する期日までに不足額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

3 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合には、指定期日経過後その預託を完了するまでは、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の返還)

**第10条** 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して2月を経過した後でなければ、これを返還しない。

2 前項の規定により返還する保証金には、利子を付さない。

(卸売業者の行う卸売の代行)

**第11条** 卸売業者は、市場の効率的な流通及び卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けて、当該卸売業者に卸売のための販売の委託をした生産者その他の出荷者に卸売を代行させることができる。

(せり人の届出等)

**第12条** せり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。

2 卸売業者は、せり人の氏名その他規則で定める事項を記載した名簿を作成し、市長に届け出るとともに、常に当該名簿を市場内に備え置かなければならない。

3 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 前項の名簿に記載した事項について変更があるとき。

(2) せり人を廃止したとき。

## 第2節 買受人

(卸売を受けようとする者の承認)

**第13条** 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、第2条に掲げる市場ごとに行う。

(買受人の承認の基準)

**第13条の2** 市長は、前条第1項の承認の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしてはならない。

(1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が、卸売の相手方として必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。

(3) 申請者が、第15条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(承認を受けた事項の変更等の届出)

**第14条** 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 承認を受けた事項を変更したとき。

(2) 買受人の業務を廃止したとき。

2 買受人が死亡し、又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(買受人への是正命令等)

**第14条の2** 市長は、買受人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

2 買受人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その

法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、当該買受人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(買受人の承認の取消し)

**第15条** 市長は、買受人が第13条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すものとする。

2 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第13条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第2項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(買受人組合)

**第16条** 買受人が、買受人をもって組織する組合を結成したときは、その規約、役員及び組合員の氏名その他市長が必要と認める事項（以下この条において「規約等」という。）を市長に届け出るものとする。規約等を変更したときも、同様とする。

### 第3節 付属営業人

(付属営業の許可)

**第17条** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、買受人その他の市場の利用者に便益を提供するため、規則で定めるところにより、付属営業を許可することができる。

(付属営業の許可の基準)

**第17条の2** 市長は、前条の規定による許可の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、付属営業の許可をしてはならない。

(1) 申請者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

(2) 申請者が、暴力団経営支配法人等若しくは小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団を利するおそれがあると認められる者であるとき。

(3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(4) 申請者が、業務を適確に遂行するのに必要な能力及び資力信用を有する者でないとき。

(5) 申請者が、第20条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を

経過しない者であるとき。

(保証金の預託等)

**第18条** 付属営業人は、第17条の規定による許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、その許可に係る第49条第1項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する金額を超えない範囲で、規則で定める額とする。

3 第7条第2項、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条の規定は、第1項の保証金について準用する。

(変更等の届出)

**第19条** 付属営業人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 付属営業の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 付属営業の業務を廃止したとき。

2 付属営業人が死亡し、又は解散したときは、当該付属営業人の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(付属営業人に係る報告等)

**第19条の2** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該付属営業人の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(付属営業人への改善命令等)

**第19条の3** 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、付属営業人に対し、当該付属営業人の業務又は会計に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 市長は、付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分

に違反する行為をしたときは、当該付属営業人に対し、前項の規定を適用するほか、市長は、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。

(付属営業の許可の取消し)

**第20条** 市長は、付属営業人が第17条の2各号のいずれかに該当することとなった場合には、第17条の規定による許可を取り消すものとする。

2 市長は、付属営業人が次の各号のいずれかに該当する場合には、第17条の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内に保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第17条の規定による許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。

(5) その法人の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、前条第3項の規定により市場への入場を停止されたとき。

(6) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(付属営業の規制)

**第21条** 市長は、付属営業の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、付属営業人に対し、その業務又は物品の販売について必要な指示をすることができる。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

**第22条** 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

**第23条** 市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方とが個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当であると認めるときは、相対取

引によることができる。

- (1) 災害が発生したとき。
- (2) 入荷が遅延したとき。
- (3) 卸売の相手方が少数であるとき。
- (4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。
- (5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、買受けその他の方法により、確保した物品の卸売をするとき。
- (6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他緊急やむを得ない理由により、通常の卸売の販売開始時刻以前に卸売をするとき。
- (7) 第26条ただし書の規定により、その市場における買受人以外の者に対して卸売をするとき。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。
- (2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

4 卸売業者は、第1項第2号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場内の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者に十分周知しなければならない。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

**第23条の2** 卸売業者は、次に掲げる事項を定めたときは、速やかに、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(市場外にある物品の卸売の禁止)

**第24条** 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 卸売業者の申出に基づき市長が指定する場所にある物品の卸売をするとき。
- (2) 卸売業者が申請した場所にある物品（当該卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品に限る。）の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が承認したとき。
- (3) 卸売業者が電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により物品の卸売をすることについて、当該市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと市長が規則で定める基準に従い承認したとき。

2 前項第1号の申出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

**第25条** 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

3 卸売業者は、その許可に係る物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がない限り、その引受けを拒んではならない。

（卸売の相手方の制限）

**第26条** 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

(1) 当該市場の買受人に対して卸売をした後残品を生じたとき。

(2) 当該市場の卸売業者から転送を受けなければ他の市場において集荷できない物品を、当該他の市場の卸売業者に卸売をするとき。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

**第27条** 卸売業者は、自己の業務の許可に係る物品についてされる卸売の相手方として物品を買って受けてはならない。ただし、買受人に対して著しく不利益を及ぼさない範囲においては、この限りでない。

（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

**第28条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第37条に規定する委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

**第29条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、市長に届け出なければならない。当該受託契約約款を変更したときも、同様とする。

2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 市場における連絡方法に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切りに関する事項
- (11) 第26条ただし書及び第31条第2項の場合に関する事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項

3 卸売業者は、第1項の受託契約約款を定めたときは、関係者に周知するとともに、主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(販売前における受託物品の検収)

**第30条** 卸売業者は、受託物品（第24条第1項第3号の規定により卸売をする受託物品のうち市場外で引渡しをするもの（次項において「電子商取引に係る受託物品」という。）を除く。）の受領に当たっては、検収を確実にを行い、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する職員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承を得られた場合は、この限りでない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領に当たっては、卸売業者又は委託者から当該受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該受託物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長の指定する

職員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

- 3 卸売業者は、受託物品の異状については、第1項ただし書に規定する場合を除き、前2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売物品の買受人の明示及び引取り)

**第31条** 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品が明らかになるよう措置するとともに、これを速やかに引き取らなければならない。

- 2 卸売業者は、買受人が物品の引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。以下同じ。）が同項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。

(売買取引の制限)

**第32条** 市長は、せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があるとき。
  - (2) 不当な価格を生じたとき又は生ずるおそれがあるとき。
- 2 市長は、卸売業者又は買受人が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、売買を差し止めることができる。
    - (1) 売買について不正又は不当な行為があるとき。
    - (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害物品の売買禁止等)

**第33条** 市長及び卸売業者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において、売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(卸売予定数量等の報告)

**第34条** 卸売業者は、毎開場日、遅くともその日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、規則で定めるところにより、その日に卸売をする物品について、主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、毎開場日、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をした物品について、規則

で定めるところにより、主要な品目の数量及び価格（消費税等相当額を含む。）を市長に報告しなければならない。

- 3 卸売業者は、その月に卸売をした物品の数量及び金額（消費税等相当額を含む。）をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（開設者による卸売予定数量等の公表）

**第35条** 市長は、その日のせり売又は入札の方法による卸売の販売開始時刻前までに、第1号に掲げる物品にあつては主要な品目の主要な産地ごとの卸売の予定数量を、第2号に掲げる物品にあつては主要な品目の数量及び価格（消費税等相当額を含む。）を公表しなければならない。

- （1） 当日卸売をされる物品
- （2） 直前の開場日に卸売をされた物品

- 2 市長は、卸売の販売終了後速やかに、その日に卸売をされた物品について、主要な品目の数量及び価格（消費税等相当額を含む。）を公表しなければならない。この場合において、価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

**第35条の2** 卸売業者は、次に掲げる事項について、第34条の規定による市長への報告後速やかに公表しなければならない。

- （1） その日の主要な品目の卸売の予定数量
- （2） その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

- 2 卸売業者は、その月の委託手数料の種類ごとの受領額並びに第39条に規定する出荷奨励金及び第42条に規定する完納奨励金の交付額を、その月の翌月に公表しなければならない。

（仕切り及び送金）

**第36条** 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金（消費税等相当額を含む。以下この条及び第38条において同じ。）を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

（委託手数料）

**第37条** 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料は、卸売金額（消費税等相当額を含む。）に、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

- （1） 野菜及びその加工品 100分の8.5

(2) 果実及びその加工品 100分の7.0

(3) 生鮮水産物及びその加工品 100分の6.0

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等 100分の8.5

2 卸売業者は、取扱品目別にその月の委託手数料の種類ごとの受領額をとりまとめ、翌月の10日までに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

**第38条** 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金を前渡ししようとするとき又は出荷を誘引するために資金を貸し付けようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、売買仕切金の前渡し等が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、前項の承認をしてはならない。

(出荷奨励金の交付)

**第39条** 卸売業者は、市場における物品の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、物品の安定的供給の確保に資するものと認めるときでなければ、前項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

**第40条** 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買い受けた場合にあつては消費税等相当額を含む額とする。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者が買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の特約が、当該卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。

3 第1項ただし書の規定により支払猶予の特約をする場合には、卸売業者は、当該特約をする買受人以外の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないものとする。

(卸売代金の変更の禁止)

**第41条** 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長の指定する職員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

**第42条** 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の承認をしてはならない。

(決済の方法)

**第42条の2** 市場における売買取引の決済の方法は、第36条から前条までの規定によるほか、取引参加者間において定める公正かつ公平な方法によるものとする。

### 第3章の2 卸売の業務に関する物品の品質管理

**第42条の3** 卸売業者は、取扱品目及び卸売の業務に係る施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項並びに品質管理の高度化を図るために必要とされる事項を定めなければならない。

2 卸売業者は、前項の品質管理の方法について規則で定めるところにより市長に届け出るとともに、同項の品質管理の責任者の氏名を、市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

### 第4章 市場施設の使用

(施設の使用許可)

**第43条** 卸売業者及び付属営業人は、市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の使用について、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、買受人その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に、当該許可に係る第49条第1項に規定する使用料の月額額の6倍に相当する金額を超えない範囲で規則で定める額の保証金を市長に預託しなければならない。ただし、会議室及び立体駐車場の使用にあつては、この限りでない。

4 前項の保証金は、市場施設を使用しなくなった日から起算して2月を経過した後でなければ、これを返還しない。

5 第7条第2項、第8条第2項及び第3項、第9条並びに第10条第2項の規定は、第3項の保証

金について準用する。

(用途変更、転貸の禁止)

**第44条** 前条第1項又は第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状変更の禁止)

**第45条** 使用者は、市長の承認を受けずに、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状を変更してはならない。

2 市長は、使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、その返還の際、当該使用者に対し、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

**第46条** 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(施設の使用者に係る報告等)

**第46条の2** 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、当該施設の使用使用者に対し、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

(施設の使用者への改善命令)

**第46条の3** 市長は、市場施設の適正かつ効率的な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、当該使用者の市場施設の使用に関し必要な改善措置を執るべき旨を命ずることができる。

(使用許可の取消し等)

**第47条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(2) 市場施設について業務の監督、災害の予防、衛生の保持その他管理上必要があると市長が認めるとき。

(補修命令等)

**第48条** 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料の額等)

**第49条** 市場施設の使用料の額は、別表第3のとおりとし、その徴収方法は、規則で定める。

2 市場施設の使用に伴う電気、ガス、水道等の料金は、使用者が負担しなければならない。

(使用料の減免)

**第50条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(不正に料金を免れた者に対する過料)

**第51条** 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

## 第5章 削除

**第52条から第54条まで** 削除

## 第6章 雑則

(災害時における生鮮食料品等の確保)

**第55条** 市長は、災害の発生に際しては、他の法令で定めるほか、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者及び付属営業人に対して生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(無許可営業の禁止)

**第56条** 卸売業者及び付属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

**第57条** 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内における運搬を禁止することができる。

(市場の秩序保持等)

**第58条** 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場の秩序保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、入場の制限その他必要な措置を執ることができる。

(保健衛生等の措置)

**第59条** 使用者は、常に整頓に心掛け、市場施設の清潔保持に努めなければならない。

2 市長は、使用者に対して保健衛生上必要な措置を命ずることができる。

(許可等の制限又は条件)

**第60条** 市長は、この条例の規定による許可又は承認について必要な制限又は条件を付することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(公表の方法)

**第60条の2** 第23条の2、第35条及び第35条の2の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(条例等の変更)

**第61条** 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の変更があったときは、速やかにその内容を卸売業者、買受人その他の利害関係者に周知するものとする。

(委任)

**第62条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 小田原市魚市場条例（昭和42年小田原市条例第38号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により付属営業人又は市場施設の使用の許可を受けている者は、第15条又は第40条第1項若しくは第2項の許可を受けた者とみなす。
- 4 前項に規定するものを除くほか、この条例の施行前の旧条例の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和48年4月20日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和52年 3 月31日条例第13号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

**附 則**（昭和53年12月19日条例第36号）

この条例は、昭和53年12月21日から施行する。

**附 則**（昭和62年 3 月25日条例第14号）

この条例は、昭和62年10月 1 日から施行し、改正後の別表第 3 の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

**附 則**（昭和63年 3 月31日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年 3 月29日条例第36号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の小田原城天守閣条例第13条の規定及び第 3 条の規定による改正後の小田原市公設地方卸売市場条例別表第 3 の規定は、施行日以後の施設の使用に係る使用料について適用する。

**附 則**（平成元年 6 月30日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 3 年 3 月28日条例第 9 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 4 年12月25日条例第59号）

この条例は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 5 年12月24日条例第39号）

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の施設の使用に係る使用料について適用する。

2 この条例の施行の際現に改正前の小田原市公設地方卸売市場条例の規定により詰所又は監視人室の使用の許可を受けている者は、この条例の施行の際改正後の小田原市公設地方卸売市場条例の規定により事務室等の使用の許可を受けたものとみなす。

**附 則**（平成 7 年 3 月31日条例第 5 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 9 年 3 月 31 日 条例第 12 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後の使用に係る市場施設の使用料について適用する。

**附 則**（平成 9 年 9 月 30 日 条例第 25 号）

この条例は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 9 月 29 日 条例第 50 号）

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行し、改正後の別表第 4 の規定は、同日以後の使用に係る市場施設の使用料について適用する。

**附 則**（平成 16 年 12 月 24 日 条例第 29 号）

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 17 年 9 月 22 日 条例第 31 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 22 年 9 月 27 日 条例第 25 号）

この条例は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 3 月 31 日 条例第 29 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 4 の規定は、同日以後の使用に係る市場施設の使用料について適用する。

**附 則**（令和元年 9 月 26 日 条例第 11 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月 4 日 条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

**別表第 1**（第 23 条関係）

市場	物品
水産市場	1 小田原漁港で水揚げされた生鮮水産物 2 相模湾海域に接する地域（神奈川県平塚市以西であり、かつ、静岡県下田市以北である地域に限る。）において水揚げされた生鮮水産物で、産地から卸売業者へ販売を委託したもの

**別表第 2**（第 23 条関係）

市場	物品
----	----

青果市場	全ての物品
水産市場	1 陸送品（別表第1に掲げる物品を除く。）
	2 冷凍水産物
	3 水産加工品その他の加工食料品

**別表第3（第49条関係）**

1 青果市場施設使用料

種別	使用料の額
卸売業者市場使用料	1月につきその月の卸売金額（消費税等相当額を除く。以下同じ。）に1,000分の3以内で規則で定める率を乗じて得た額に消費税等相当額を加算して得た額
卸売業者売場使用料	1平方メートル1月につき 122円
事務室等使用料	1平方メートル1月につき 516円
倉庫使用料	1平方メートル1月につき 207円
冷蔵庫使用料	機械とも一式1月につき 92,400円
売店使用料	1平方メートル1月につき 395円
会議室使用料	1時間につき 1,100円

2 水産市場施設使用料

種別	使用料の額
卸売業者市場使用料	1月につきその月の卸売金額に1,000分の3以内で規則で定める率を乗じて得た額に消費税等相当額を加算して得た額
卸売業者売場使用料	1平方メートル1月につき 220円
事務室等使用料	1平方メートル1月につき 440円
倉庫使用料	1平方メートル1月につき 230円
容器棚使用料	1平方メートル1月につき 58円
食堂使用料	1平方メートル1月につき 440円
売店使用料	1平方メートル1月につき 440円
会議室使用料	1時間につき 1,100円
立体駐車場使用料	1台1月につき 4,270円

備考

- 1 この表の1及び2に定めるところにより計算して得た額に1円未満の端数があるときの卸売市場使用料の額は、その端数を切り捨てた額とする。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 月額で定めた使用料で、使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りにより計算する。